

セーフティネット保証 4号の規定による認定申請について

＝手続きについて＝

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日（土日、祝日除く）に交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

＝認定要件＝

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。
- ③資金使途が借換であること（新型コロナウイルス感染症の発生に起因する保証の場合のみ）
※借換資金に追加融資資金を加えることは可

≪提出書類≫

	提出書類	部数	備考・注意事項
【法人・個人共通】	①様式第4認定申請書(片面1枚)	2	
	②申請書4号の添付書類(片面2枚)	1	
	③A:災害時の発生における最近1か月の売上高等がわかるもの B:Aの期間に対応する前年1か月の売上高等がわかるもの C:Aの期間後2か月間の見込み売上高等がわかるもの D:Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等がわかるもの	1	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しや <u>月別</u> の売上がわかるものなど。
	④許認可書の写し	1	許認可業種の場合は添付すること。
【法人】	①履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	1	(発行から3ヶ月以内)
	②決算書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
【個人】	①確定申告書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
	②本人の現在住所のわかるもの	1	運転免許証・健康保険証など。 ※事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。